



中国商務部がインベブによる アンハイザー・ブッシュの買収に つき条件付き承認

2008年11月18日、中国商務部は、インベブによるアンハイザー・ブッシュの520億米ドル規模の買収を条件付きで承認する決定を公表した。これは、独占禁止法上の企業結合に関する決定が公表された初めてのケースであり、また、買収当事者が独占禁止法上の承認を得るために制限条件に同意することが要求された初めてのケースである。

2008年11月18日、独占禁止法の事業者集中審査の担当当局である中国商務部（MOFCOM）は、世界最大級のベルギービール大手のインベブ（英文名：InBev NV/SA）による、「パドワイザー」のブランドで知られる米ビール大手のアンハイザー・ブッシュ（英文名：Anheuser-Busch Companies Inc.）の買収（以下「本件買収」という）を、条件付で承認した。買収金額は520億米ドルである。

本件買収に関する商務部の決定（以下「本件決定」という）は、独占禁止法における事業者集中に関する決定が公表された初めてのケースであり、また、買収当事者が独占禁止法上の承認を得るために制限条件に同意することが要求された初めてのケースである。これまで少数の承認決定が出されたが公布されなかったのは、おそらく、商務部が制限条件または禁止を課す決定のみを公表するためと予想される。

本件決定は、本件買収の詳細な分析を行っていないが、要求された制限条件の性質（本件買収の変更を要求せず、むしろ買収当事者が中国において更なる買収を行えるか否かに関連する）から、商務部の今後のアプローチに対する興味深い洞察ができる。

本報告では、本件決定の重要性、および中国における事業者集中審査の将来に対する示唆について、詳細に検討する。

審査過程

本件決定によると、商務部による審査期間は、2008年9月10日に当事者が届出を行い、その後審査期間が正式に開始されるまで数度にわたって情報の提出を要求されており、それから数えると、2か月余りが経過している。商務部が受理した情報が十分だと判断した後の、正式な「第1段階」の審査期間は、合計21日間（最長30日間）であったとみられる。その他の時間は、正式審査前に、当事者が商務部からの情報提出要求に対応するために費やされた。

また商務部は、「多数のセミナー、シンポジウムおよび公聴会」の開催によって、他の関連する政府部門、醸造業界団体、主な国内のビールメーカー、ならびに仕入先および販売業者を含む第三者の意見を聴取したこともほのめかした。

本件買収に課される制限条件の特質

本件決定は、本件買収が中国のビール市場において競争を排除または制限しないであろうと声明した。しかし、他方で、大規模な買収、ならびに一体となったグループの強力な市場シェアおよび市場支配的地位がある場合には、将来における中国のビール市場に対する潜在的な悪影響を最小限にするため、制限条件を課す旨を付言した。

- アンハイザー・ブッシュの青島ビール股份有限公司に対する既存の27パーセントの出資を増やしてはならないこと、
- インベブは、その支配株主または当該支配株主の株主に変更があった場合、直ちに商務部に通知しなければならないこと、
- インベブは、広州珠江ビール股份有限公司に対する既存の28.56パーセントの出資を増やしてはならないこと、および
- インベブは、華潤雪花ビール（中国）有限公司または北京燕京ビール有限公司といった中国の大手醸造会社2社の株式を所有してはならないこと。

インベブは、上記の措置を取ろうとする前に商務部に対し通知し、かつ商務部の事前承認を得ることを要求された。

独占禁止法下における商務部の是正政策を一見すると、これらの制限条件は、「純粋な」競争法の審査に典型的には付随しないアプローチであることがわかる。

- 第一に、本件決定は、本件買収が中国において競争に関する懸念を生じさせないことを明示している。よって、当事者に対して、その将来における行為を左右する義務を課する必要性は、競争法の見地から正当化することは、困難であるように思われる。
- 第二に、インベブの将来における中国での買収の可否をコントロールすることで、独占禁止法に基づくかかる潜在的買収行為自体の事前届出または分析に先立って、商務部は、当該業界における整理統合に了承を得るための指標を提示し、独占禁止法の規定（同法によれば、いずれにせよ、かかるさらなる買収について届出が要求される）を超えた監督を加えているように見受けられる。このことから、商務部のアプローチは、競争の点での評価とともに、産業政策とも大いに関係があることが示唆される。

結論

独占禁止法の下において商務部が初めて公表した決定は、事業者集中審査の手続的側面および絶え間なく発展を続ける意思決定プロセスに関して、重要な見解を明らかにすると同時に、中国の事業者集中監督当局が、国際的基準とは明らかに異なる是正手法を進んで採用していることを示している。

お問い合わせ

木内 潤三郎
東京オフィス パートナー
T +81 3 3584 8500
E junzaburo.kiuchi@freshfields.com

マイケル・ハン
北京オフィス パートナー
T +8610 6535 4525
E michael.han@freshfields.com

Freshfields Bruckhaus Deringer Law Office and Freshfields Bruckhaus Deringer Foreign Law Office (Joint Enterprise) are the Japanese affiliates of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP. Freshfields Bruckhaus Deringer LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC334789. It is regulated by the Solicitors Regulation Authority. For regulatory information please refer to www.freshfields.com/support/legalnotice. Any reference to a partner means a member, or a consultant or employee with equivalent standing and qualifications, of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP or any of its affiliated firms or entities.